

「現場技術委託業務にかかる要領等の一部改正について」 現場技術委託業務共通仕様書 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="468 403 831 435">現場技術委託業務共通仕様書</p> <p data-bbox="551 1011 745 1043">(令和7年7月)</p> <p data-bbox="497 1107 801 1139">高知県林業振興・環境部</p>	<p data-bbox="1442 403 1805 435">現場技術委託業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1525 1011 1720 1043">(令和5年7月)</p> <p data-bbox="1471 1107 1776 1139">高知県林業振興・環境部</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">現場技術委託業務共通仕様書 目次</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">現場技術委託業務共通仕様書</p> <p>第1条～第12条 [略]</p> <p>付則</p> <p>この共通仕様書は平成21年 4月 1日から施行する。 この共通仕様書は平成21年 6月10日から施行する。 この共通仕様書は平成22年 4月 1日から施行する。 この共通仕様書は平成23年 4月 1日から施行する。 この共通仕様書は平成23年12月20日から施行する。 この共通仕様書は平成24年10月 1日から施行する。 この共通仕様書は平成28年 9月15日から施行する。 この共通仕様書は令和 3年 4月 1日から施行する。 この共通仕様書は令和 4年 4月 1日から施行する。 この共通仕様書は令和 5年 4月 1日から施行する。 この共通仕様書は令和 5年 7月 1日から施行する。 <u>この共通仕様書は令和 7年 7月 1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">現場技術委託業務共通仕様書 目次</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">現場技術委託業務共通仕様書</p> <p>第1条～第12条 [略]</p> <p>付則</p> <p>この共通仕様書は平成21年 4月 1日から施行する。 この共通仕様書は平成21年 6月10日から施行する。 この共通仕様書は平成22年 4月 1日から施行する。 この共通仕様書は平成23年 4月 1日から施行する。 この共通仕様書は平成23年12月20日から施行する。 この共通仕様書は平成24年10月 1日から施行する。 この共通仕様書は平成28年 9月15日から施行する。 この共通仕様書は令和 3年 4月 1日から施行する。 この共通仕様書は令和 4年 4月 1日から施行する。 この共通仕様書は令和 5年 4月 1日から施行する。 この共通仕様書は令和 5年 7月 1日から施行する。 [追加]</p>

新	旧
第1号様式～第8号様式 [略]	第1号様式～第8号様式 [略]

新		旧	
別表 森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領の制定について（昭和54年8月23日付け54林野治第2015号林野庁長官通達（〔最終改正〕 令和7年3月27日付け6林整計第673号 ））		別表 森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領の制定について（昭和54年8月23日付け54林野治第2015号林野庁長官通達（〔最終改正〕平成27年3月24日付け26林整計第861号））	
技術者の名称	技術経歴	技術者の名称	技術経歴
管理技術者 技師（A）	1 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に規定する技術士の登録（森林部門（森林土木）の登録に限る。）を受けた者 2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの （1）建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、統轄管理の業務経験が5年以上ある者 （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する大学（以下「短期大学」という）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が13年以上ある者 （3）短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が17年以上ある者 （4）学校教育法による高等学校若しくは 中等学校令 （昭和18年勅令第36号）による 中等学校 を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が20年以上ある者 （5）（社）日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林部門（森林土木）の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等以上の能力を有する技術者であって、森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が4年以上ある者	管理技術者 技師（A）	1 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に規定する技術士の登録（森林部門（森林土木）の登録に限る。）を受けた者 2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの （1）建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、統轄管理の業務経験が5年以上ある者 （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する大学（以下「短期大学」という）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が13年以上ある者 （3）短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が17年以上ある者 （4）学校教育法による高等学校若しくは 旧中学校令 （昭和18年勅令第36号）による 中学校 を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が20年以上ある者 （5）（社）日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林部門（森林土木）の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等以上の能力を有する技術者であって、森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が4年以上ある者
技術（B）～技術員 [略]		技術（B）～技術員 [略]	